

## 令和6年度国民健康保険料の料率について

国民健康保険料の料率については、当該年度の被保険者数や世帯数の見込み、及び直近における国民健康保険財政の収支などを勘案し、毎年度算定しております。

この度、現時点における被保険者数や、令和5年度国民健康保険特別会計決算見込み等を踏まえ、令和6年度国民健康保険料の料率を算出しましたので報告いたします。

- 1 令和5年度末時点の被保険者数及び世帯数 ※（ ）は前年度末数字  
被保険者数：75,142人（77,908人→△2,766人）  
世帯数：51,414世帯（52,649世帯→△1,235世帯）  
全市民に占める加入率：16.94%（17.57%→△0.63ポイント）

2 令和5年度国民健康保険特別会計決算見込み（概算）

単年度収支においては、次のとおり歳出超過が想定されます。

- ①歳入総額：382億5,813万円（令和4年度からの繰越金含む）  
②歳出総額：381億6,084万円  
③（①－②）：9,729万円（令和6年度への繰越金）  
④（①のうち令和4年度からの繰越金額）：7億9,606万円  
⑤（③－④）：△6億9,877万円（単年度収支）

3 令和6年度国民健康保険料の料率

令和5年度決算については、被保険者数及び加入世帯の所得が想定よりも減少したことや、保険料の引上げ額を抑制したことにより、単年度収支が大幅な赤字となる見込みです。

また、令和6年度に本市が県に支出する国民健康保険事業費納付金については、医療の高度化等から一人当たりの保険給付費が増加していることや、高齢化に伴う後期高齢者の増による支援金の増額などの理由により、被保険者一人当たり、約7,600円の増額となっております。

これらのことから、本来、大幅な保険料率の引上げが必要となりますが、一般会計からの法定外繰入金や基金からの繰入を活用することで、令和6年度国民健康保険料の料率については、一人当たりの保険料の引上げ幅を約9,000円として決定しました。

なお、具体的な料率等については、次ページのとおりです。

【令和6年度国民健康保険料の料率及び賦課限度額】

(1) 医療分

区分	令和6年度	令和5年度	対前年度比較
所得割	6.94%	6.19%	0.75ポイント
均等割	28,560円	26,880円	1,680円
平等割	18,480円	17,400円	1,080円
賦課限度額	650,000円	650,000円	0円

(2) 後期高齢者支援金分

区分	令和6年度	令和5年度	対前年度比較
所得割	2.97%	2.65%	0.32ポイント
均等割	11,880円	11,040円	840円
平等割	7,680円	7,080円	600円
賦課限度額	240,000円	220,000円	20,000円

(3) 介護分

区分	令和6年度	令和5年度	対前年度比較
所得割	2.55%	2.55%	0.00ポイント
均等割	12,480円	12,480円	0円
平等割	6,000円	6,000円	0円
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

(4) 一人当たり保険料

令和6年度	令和5年度	対前年度比較
128,442円	119,398円	9,044円(7.57%増)

※所得割額算定の基となる所得は、総所得金額等から基礎控除額を除いた額である「旧ただし書所得」を用います。

以 上  
(事務担当 福祉部保険年金課)